

大分市内の店舗等家賃を支援します！

《大分市中小企業者・小規模事業者等店舗家賃相当（5分の4）額応援金》

支給対象者

以下の①から④の全てに該当する中小企業者・小規模事業者等
(フリーランスを含む個人事業主)

- ①大分市内に事業所等があること。
- ②対象事業所等において、2020年11月から2021年2月のうち、いずれかの月の売上が前年同月比50%以上減少していること。
※開業1年未満の店舗等の売上減少の確認方法については、裏面をご確認ください。
- ③市内の事業所等を賃貸借契約等に基づき賃借していること。
※駐車場のみ賃借している場合も支援対象となる場合があります。
(例：来客用駐車場のみを賃借している場合)
- ④2021年1月31日以前から対象事業所等において事業を営んでいること。

申請は事業所(店舗等)単位で行うため、複数の事業所等をお持ちの方は、①～④を満たす事業所それぞれの申請が可能です。

支給金額

最大 **24万円**

月額家賃相当額 × 4/5 × 3

(賃貸借契約等に基づく家賃、共益費、駐車場費など)

必要書類

※裏面をご確認ください

前回の大分市家賃補助や、国の家賃支援給付金を受給された方も対象になります。



申請方法

①窓口、②郵送、③電子申請にてお手続きいただけます。

①窓口

印鑑、必要書類一式(裏面参照)をご持参ください。
大分市役所 第2庁舎1階ロビーにて、受付時間等を記載した番号札を配布します。

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のためマスクの着用をお願いします。
また、申請受付開始当初は、大変混雑することが予想され、長時間お待ちいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。窓口の混雑緩和にご協力をお願いします。

②郵送

下記の送付先へ必要書類一式をご提出ください。

(送付先) 〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 大分市商工労政課 家賃支援担当宛

③電子申請

市ホームページより申請できます。詳細はホームページをご確認ください。

- ①窓口：17時15分まで
- ②郵送：当日消印有効
- ③電子申請：24時前まで

申請期間

2021年2月15日(月)～3月31日(水)まで

下表に該当する中小企業者、小規模事業者、個人事業者等のことをいいます。

業種	中小企業者・小規模事業者等(下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種 (②～④除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

※会社以外の法人も支給対象者となる場合があります。

「中小企業者・小規模事業者等」とは

支援概要・必要書類など詳細については、**☎0120-933-037**
コールセンターへお問い合わせください。(8:30～17:15 ※土・日・祝日除く)

法人の場合の必要書類

①	応援金交付申請書（様式第1号）
②	確定申告書別表一の控えの写し（1枚）および 法人事業概況説明書の控えの写し（両面） ※收受印があるものに限る。 電子申告の場合は、「受信通知」を併せて提出
③	比較対象とする月の売上が50%以上減少したことが分かる法人事業概況説明書（両面） 確定申告がまだの場合は、当該年月の売上額がわかる台帳等でも可 ※複数の店舗を申請する場合は、各店舗それぞれの売上台帳等の提出が必要
④	賃貸借契約書等の写し（全てのページ）
⑤	応援金の振込先となる口座通帳等の写し（通帳を1ページ開いた部分）※カナ名義が分かるもの

例1 対象減少月が12月の場合

②の書類として令和元年分確定申告書を提出し、③の書類として令和2年分法人事業概況説明書を提出

例2 対象減少月が1月の場合

②の書類として令和2年分確定申告書を提出し、③の書類として令和3年1月の売上台帳を提出

個人の場合の必要書類

①	応援金交付申請書（様式第1号）
②	確定申告書第一表の控えの写し（1枚）および 所得税青色申告決算書の控えの写し（1.2頁目） ※收受印があるものに限る。 電子申告の場合は、「受信通知」を併せて提出 確定申告の義務がない等の場合は、「市民税・県民税申告書」の写しを提出。
③	比較対象とする月の売上が50%以上減少したことが分かる所得税青色申告決算書（1.2頁目） 確定申告がまだの場合は、当該年月の売上額がわかる台帳等でも可 ※複数の店舗を申請する場合は、各店舗それぞれの売上台帳等の提出が必要
④	賃貸借契約書等の写し（全てのページ）
⑤	応援金の振込先となる口座通帳等の写し（通帳を1ページ開いた部分）※カナ名義が分かるもの

例1 対象減少月が11月の場合

②の書類として令和2年分確定申告書を提出し、③の書類として令和元年分所得税青色申告決算書を提出

例2 対象減少月が2月の場合

②の書類として令和元年分確定申告書を提出し、③の書類として令和2年分所得税青色申告決算書および令和3年2月の売上台帳を提出

④・⑤の書類について、以下の要件を満たす場合は提出不要です。

2020年5月、6月に実施した「大分市家賃補助」を受給された方のうち、

④の書類：対象事業所等の賃貸借契約の内容に変更がなく、前回提出された契約書等にて確認できる場合

⑤の書類：前回申請した振込先口座と同一の場合

※内容に変更があった場合や前回の申請内容が不明の場合は改めて提出してください。

また、契約書等の写しの代わりに「賃貸借等契約事項証明書」を提出された方は、再度証明書の提出が必要です。

開業1年未満の場合の売上減少率計算方法（2020年2月2日以降）

$$\text{売上減少率} = \frac{A-B}{A} \times 100$$

開業日	A	B
2020年2月2日～9月1日	開業日の翌月から2020年10月までの売上額の平均（1日開業の場合は当月に含む）	2020年11月、12月、2021年1月、2月のいずれかの月の売上額
2020年9月2日～10月1日	2020年10月の売上額	2020年11月、12月、2021年1月、2月のいずれかの月の売上額
2020年10月2日～11月1日	2020年11月の売上額	2020年12月、2021年1月、2月のいずれかの月の売上額
2020年11月2日～12月1日	2020年12月の売上額	2021年1月、2月のいずれかの月の売上額
2020年12月2日～2021年1月31日	2021年1月の売上額	2021年2月の売上額

支援概要・必要書類など詳細については、
コールセンターへお問合せください

☎0120-933-037
(8:30～17:15 ※土・日・祝日除く)

